

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月18日提出
【ファンド名】	H S B C気候パリ協定準拠株式インデックスファンド
【発行者名】	H S B Cアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 金子 正幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	松永 七生子
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の提出理由】

「H S B C気候パリ協定準拠株式インデックスファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につき、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始する予定ですので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ）信託終了（繰上償還）の年月日

2025年11月14日（予定）

※書面による決議が可決された場合、繰上償還するものとします。

ロ）信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

当ファンドは、2021年11月18日の設定以来、H S B C気候変動適応株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として気候変動適応やその国際的な枠組みに沿った低炭素経済への移行に伴うリスクを抑制し、市場機会を獲得することを目指す世界各国の企業の株式から構成される指数に概ね連動する投資成果をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、受益権口数が投資信託約款の繰上償還条項（第47条第1項）に定める10億口を下回っており、資産規模が小さく今後も受益権口数の大幅な増加を期待することは難しいと思われます。したがって、受益者にご負担いただく費用等を勘案すると、運用を継続するよりも繰上償還し、お預かりした運用資産を早期にお返しすることが受益者の利益に資すると判断いたしました。

ハ）信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報の受益者に対する提供または公衆縦覧

繰上償還につきましては、2025年8月20日時点の受益者を対象とし書面による決議を行うため、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面（「議決権行使書面」を含みます。）を交付します。